

## 第57回がん対策推進協議会議事次第

日 時：平成28年5月27日（金） 14:00～16:00

場 所：厚生労働省3階 共用第6会議室

## 議 事 次 第

## 1 開 会

## 2 報 告

- (1) 各検討会の開催状況について
- (2) がん教育について
- (3) 希少がん対策ワーキンググループ四肢軟部肉腫分科会について

## 3 議 題

- (1) がん対策推進基本計画の見直しについて
- (2) その他

## 【資 料】

- 資料1-1 がん対策推進協議会委員名簿
- 資料1-2 がん対策推進協議会令
- 資料2-1 各検討会の開催状況について
- 資料2-2 緩和ケア推進検討会報告書の概要
- 資料3 がん教育について（文部科学省提出資料）
- 資料4-1 希少がん医療・支援のあり方に関する検討会報告書概要
- 資料4-2 希少がん対策ワーキンググループの目標と進捗（東参考人提出資料）
- 資料5-1 基本計画の見直しに向けた議論の進め方（案）
- 資料5-2 がん対策推進基本計画の全体像
- 資料5参考 今後のがん対策の方向性についての概要

文部科学省机上配布資料 外部講師を用いたがん教育ガイドライン

文部科学省机上配付資料 がん教育推進のための教材

## 各検討会の開催状況について

### 1. がん検診のあり方に関する検討会

第17回 平成28年5月12日(木) 15:00～ 厚生労働省 専用第14会議室(12階)

#### ○議題

##### (1) 報告事項

- ・がん対策推進協議会における今後の議論の進め方について
- ・がん対策加速化プランへの対応状況について
- ・がん対策推進協議会委員より提出された意見について

##### (2) がん検診に関する実施状況等調査結果について

##### (3) 今後のがん検診に関する論点について

##### (4) がん検診受診率等に関するワーキンググループでの論点について

##### (5) その他

#### ○概要

- ・次期基本計画策定に向けて、「職域検診の実態調査の結果分析」、「職域におけるガイドラインのあり方」、「指針以外の検診項目等の取り扱い」、「受診率向上に向けた取組の公表」等について検討することとした。
- ・検討会の下にワーキンググループを設置し、「精密検査受診率等の目標値のあり方」、「各市町村及び職域におけるがん検診受診率の比較可能な算定方法」、「がん検診受診率の公表方法及び報告方法」、「がん検診受診率等の評価指標」等について検討することとした。
- ・また、がん検診のあり方そのものに関する検討項目についての検討も進めることとした。

### 2. がん診療提供体制のあり方に関する検討会

第5回 平成28年5月20日(金) 10:00～ 航空会館5階 501～502会議室

#### ○議題

##### (1) 座長の選任について

##### (2) がん診療提供体制のあり方について

##### (3) その他

#### ○概要

- ・均てん化を目指して整備を進めてきた、がん診療提供体制の今後のあり方について議論を進めることとした。
- ・以下の各論点について議論を進めることとした。  
「がんゲノム医療」、「がん医療に関する情報提供」、「がん診療連携拠点病院等におけ

る医療安全」、「がんの放射線治療」、「がん診療連携拠点病院等の指定の検討会における論点と整理」等

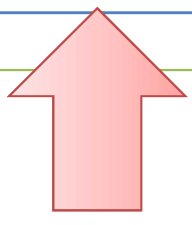
3. がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会

第1回 平成28年5月30日（月）15:00～ 航空会館7階701～702会議室（予定）

# 緩和ケア推進検討会報告書の概要 (平成28年4月 緩和ケア推進検討会)

## 検討内容

- (1) 新指針に基づく拠点病院における緩和ケアの提供について
  - ア 緩和ケア提供体制の整備について
  - イ 苦痛のスクリーニングについて
- (2) 緩和ケア研修会について
- (3) 普及啓発・教育について
  - ア 緩和ケアの一言表現・普及啓発
  - イ 緩和ケア研修修了者へのバッジの配布
  - ウ 医学生及び臨床研修医等への教育の充実
  - エ 学校での緩和ケアを含むがん教育の推進
- (4) がん疼痛評価の指標について
- (5) 地域における緩和ケア提供体制について



## 実施すべき取組 (抜粋)

- 緩和ケアチームについて、施設間の実績格差が大きいため、他の施設との交流や実習を伴う実地研修等の実施が必要。
- 苦痛のスクリーニング後の対応を徹底するため、がん看護領域の専門・認定看護師やスクリーニング体制を補助する事務職の人員の確保が必要。
- 苦痛のスクリーニングの好事例について、拠点病院に対して情報提供すべき。
- 緩和ケア研修会の受講率向上のために、医師・歯科医師が受講しやすい環境づくりが必要。
- 普及啓発用ポスターや緩和ケア研修修了者バッジを積極的に利用した普及啓発の実施が必要。
- 緩和ケアに関する教育・研修の推進が必要。
- 共通の疼痛評価指標の活用による施設間格差の少ないがん疼痛緩和の実施が必要。
- 地域連携を促進する役割を担うコーディネーターの育成が必要。
- 緩和ケアセンターを中心とした相談体制の整備や情報の集約・発信、在宅において緩和ケアを提供する訪問看護師の育成が必要。

## 今後検討すべき課題

- 拠点病院における緩和ケア提供体制のあり方(例；緩和ケアセンターの運営や苦痛のスクリーニングの実施体制)
- 拠点病院以外の医療機関における緩和ケア提供体制のあり方
- すべての医療従事者が基本的な緩和ケアを身につけるための方策

## ○「がん教育」に関する政府と文部科学省のスケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
政府	<b>がん対策推進基本計画(平成24年6月策定)【平成24年度～平成28年度までの5年間】</b> ○がんの教育・普及啓発 5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする				
		政府成長戦略での「がん教育」の位置付け			
文部科学省		<b>「がんに関する検討委員会」</b> 日本学校保健会主催 (文部科学省補助金) ○有識者からなる検討会を設置し学校における「がん教育」の在り方について検討	<b>「がん教育」の在り方に関する検討会</b> 文部科学省主催		
			<b>○1年目</b> ・「がん教育」の基本方針について検討 ※フレームワークの検討	<b>○2年目</b> ・「がん教育」に必要な教材等の開発 ・外部人材の活用方法等について検討	<b>○3年目</b> ・「がん教育」に必要な教材等の修正 ・外部人材の活用方法等について検討 ・報告書の作成 ※「がん教育」推進のための準備期間
			<b>○モデル事業の実施</b> 期待される成果 ・教育委員会等によるがんの教育用教材の作成 ・専門医等の講師派遣 ・教職員用研修会の開催 など		
			<b>○1年目</b> 希望地域において、事業を実施。	<b>○2年目</b> 基本方針を基に1年目の実施地域を中心に、地域を絞って実施。	<b>○3年目</b> 事業の課題の改善、教材等を活用して実施。
			学習指導要領改訂の必要性について検討		

## 学校におけるがん教育の在り方について(報告)概要 平成27年3月

「がん教育」の在り方に関する検討会

### 1. 学校におけるがん教育を取り巻く状況

- ・がんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつある。
- ・がん対策推進基本計画で、5年以内に、「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施が目標とされている。
- ・国において、モデル事業を実施するとともに、有識者による検討会を設置し、今後のがん教育の推進に向けて検討。

### 2. 学校におけるがん教育の基本的な考え方

#### (1)がん教育の定義

健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る。

#### (2)がん教育の目標

- ①がんについて正しく理解することができるようにする
- ②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

#### (3)がん教育の具体的な内容

ア	がんとは(がんの要因等)	カ	がんの治療法
イ	がんの種類とその経過	キ	がん治療における緩和ケア
ウ	我が国のがんの状況	ク	がん患者の生活の質
エ	がんの予防	ケ	がん患者への理解と共生
オ	がんの早期発見・がん検診		

#### (4)留意点

- ①学校教育活動全体での推進
- ②発達の段階を踏まえた指導
- ③外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携
- ④がん教育で配慮が必要な事項

### 3. 今後の検討課題

平成29年度以降全国に展開することを目指し、以下のことについて検討。

#### (1)がんに関する教材や指導参考資料の作成

映像を含めたわかりやすい教材等の開発とその活用方法等が示された指導参考資料の作成が重要。

#### (2)外部講師の確保等

がんという専門性の高さに鑑みて、専門機関等との連携を進めるなど、がんの専門家の確保が重要。

#### (3)研修

管理職を含む教職員に対する研修と、医療関係者やがん経験者等の外部講師に対する研修について、研修プログラムの作成と研修体制の整備を検討。

#### (4)がん教育の評価について

教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価と、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価が必要。

#### (5)教育課程上の位置付け

中央教育審議会における教育課程の在り方に関する議論において、健康教育の在り方全体の議論の中で検討。

## 希少がん医療・支援のあり方に関する検討会報告書概要（平成27年8月）

## ○希少がんの現状と課題

- 専門的な医師や医療機関の所在が分かりにくい。
- 希少がんホットラインが存在し、非常に有用だが、周知されていない。
- 情報共有等において患者団体の存在が重要であるが、認知できない患者もいる。
- 病理診断が難しく、専門性の高い医師が不足。
- がん診療連携拠点病院等における相談支援センターの体制が十分でない。
- 医療提供体制の情報が分かりにくい。
- 症例が少なく、研究が進みにくい。

等

## ○取り組むべき主な施策

- ◇ 病理診断
  - バーチャルスライドを用いたカンファレンス。
  - 病理コンサルテーションシステムのコンサルタント増員や事務局の整備。
  - コンサルテーションにおける費用負担のあり方について検討。等
- ◇ 人材育成
  - 必要な集約化を推進し、希少がんの経験を蓄積した医療機関の確保と、そこでの教育。
  - 拠点病院や専門性の高い医療機関、医師によるかかりつけ医等に対する普及、啓発。等
- ◇ 情報の集約・発信
  - がん登録実務者への研修等の強化。
  - がん情報サービスで希少がんに関する情報を集約、提供。
  - 質の高い最新の情報を収集し、必要な情報を患者に提供できるようにする。等
- ◇ 相談支援
  - 国立がん研究センターの相談員研修に希少がんを盛り込む。
  - 希少がんホットラインと連携する等適切な対応ができる相談員の教育、確保。等
- ◇ 研究開発
  - 必要な集約化を推進し、研究を進めやすい環境を整備。
  - AMEDでも引き続き希少がんの研究を整備。
  - 研究について患者参画の仕組みを検討。等

## ○希少がん対策に関する検討の場の設置

- 国立がん研究センターを事務局として「希少がん対策ワーキンググループ」を設置する。特定のがん種に絞り、希少がんに関する最新情報の収集・提供、ガイドラインの推進や評価項目の検討などを行う。

# 希少がん対策ワーキンググループの 目標と進捗

平成28年5月27日

第57回がん対策推進協議会

希少がん対策ワーキンググループ事務局：東 尚弘

(国立がん研究センターがん対策情報センターがん臨床情報部)

設置根拠：

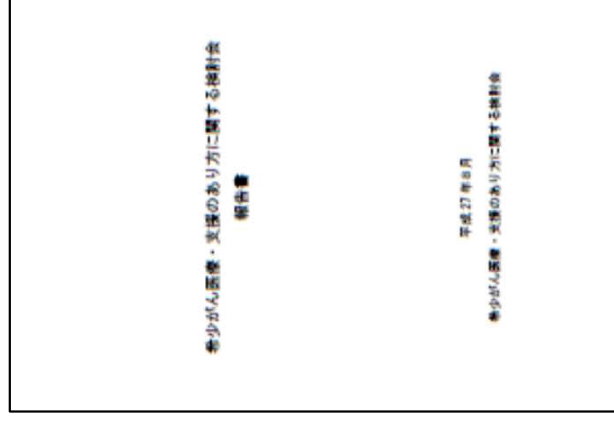
「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会」  
(平成27年3月～8月)

＜報告書の内容＞

- I. はじめに
- II. 定義
- III. 取り組むべき課題
  1. 医療提供体制
  2. 情報の集約・発信
  3. 相談支援
  4. 研究開発

IV. 希少がん対策に関する検討の場の設置

V. おわりに





## 希少がん対策に関する検討の場の設置

- 今後（中略）、実務的な内容を検討するため、国立がん研究センターを事務局とし、関連学会、研究者、患者団体などの希少がん対策関係者で構成される

### 「希少がんWG（仮称）」を設置

- 特定のがん種に絞り、
  - 臓器別、疾患別などのネットワーク構築を進める
  - 最新情報の収集・提供
  - ガイドラインの策定・普及をすすめていく
  - 希少がん対策の進捗状況を評価するための評価項目などを検討する

## 希少がん対策WG（全般）の目標

- 対象の希少がん患者アウトカムを向上させる  
（そのために必要な要素等）
  - － 専門施設へのアクセスを確保する
  - － 専門施設での診療経験を蓄積する
  - － 臨床試験の環境を整備する
  - － 医療資源を効率的に活用する

## 希少がん対策WG分科会の作業目標

- まず：
- 患者へ公開するべき
    - － 専門施設のリストの作成
    - － 専門施設の公表項目の決定
    - － 専門施設を中心とした患者紹介の流れの整理  
（「必要な集約化」と「ネットワーク構築」）

## 最初のがん種：四肢軟部肉腫

- 第2期「がん対策推進基本計画」では「希少がんについては、様々な希少がんが含まれる小児がんをはじめ、様々な臓器に発生する肉腫、口腔がん、成人T細胞白血病など、数多くの種類が存在する」とされている
- 軟部肉腫：
  - － 希少がんながら、比較的頻度が高い
  - － 患者は施設間で分散している
- 四肢に特化した理由は
  - － 頻度は比較的多い
  - － 部位を絞ることでネットワーク構築の必要な診療科を明確化

## WG・四肢軟部肉腫分科会の進め方

- 年に3回～5回を予定
- 検討対象：四肢軟部肉腫の対策全般
  - － 診療提供体制について
    - 「必要な集約化」の検討「ネットワーク化」の推進
    - ガイドラインの作成・普及
    - 教育体制や診療報酬なども含む
  - － 情報提供について
    - 患者、非専門家への公開すべき内容
    - がん情報サービスで公開
- 担当範囲：関係者への提言と可能な部分の実行

# 四肢軟部肉腫分科会委員(敬称略)

## • 関連学会・患者会などから推薦を依頼

(委員長)	川井 章	国立がん研究センター中央病院	希少がんセンター
(委員)	上田 孝文	大阪医療センター	整形外科
	大西 啓之	NPO法人キュアサルコーマ	
	押田 輝美	肉腫（サルコーマ）の会たんぽぽ	
	尾崎 敏文	岡山大学整形外科	学教室
	小田 義直	九州大学大学院医学研究院形態機能病理学	
	清澤 智晴	防衛医科大学校病院	形成外科
	武田 真幸	近畿大学医学部附属病院	腫瘍内科
	土屋 弘行	金沢大学大学院医学系研究科	整形外科
	中島 久弥	中島整形外科	
	中野 隆史	群馬大学大学院医学研究科	腫瘍放射線学
	並川 健二郎	国立がん研究センター中央病院	皮膚腫瘍科
	細井 創	京都府立医科大学大学院医学研究科	小児発達医学
	松本 誠一	がん研究会	有明病院副院長兼整形外科
	松本 光史	兵庫県立がんセンター	腫瘍内科

# 第1回四肢軟部肉腫分科会（3月16日）

## 議論の概要

- 「必要な集約化」とは？どの程度か？
  - 人口300万～400万人に1施設？
  - 日本整形外科学会骨軟部腫瘍相談コーナー84施設？
- 条件をどの程度に設定するべきか？
  - 3段階などで区分？
  - 症例数はどの程度を基準にするか？
- 集約化施設は多数の患者を受け入れられるのか？
  - 病棟スペース？ 採算はとれるのか？
- 非集約化施設での医師の教育をどうするか

→次回までに現在の整形外科学会の施設の現状を把握

## 今後の課題（想定）

- 具体的な公開項目（専門施設の条件）と情報収集
- 集約化に制度的な裏付け・インセンティブを作れるか  
ネットワーク構築も可能か
- 非専門医への教育（どのような症例を紹介するか）  
整形外科学会、形成外科学会など
- 若手専門医の教育をどう作るか  
医療施設間の教育連携が可能か

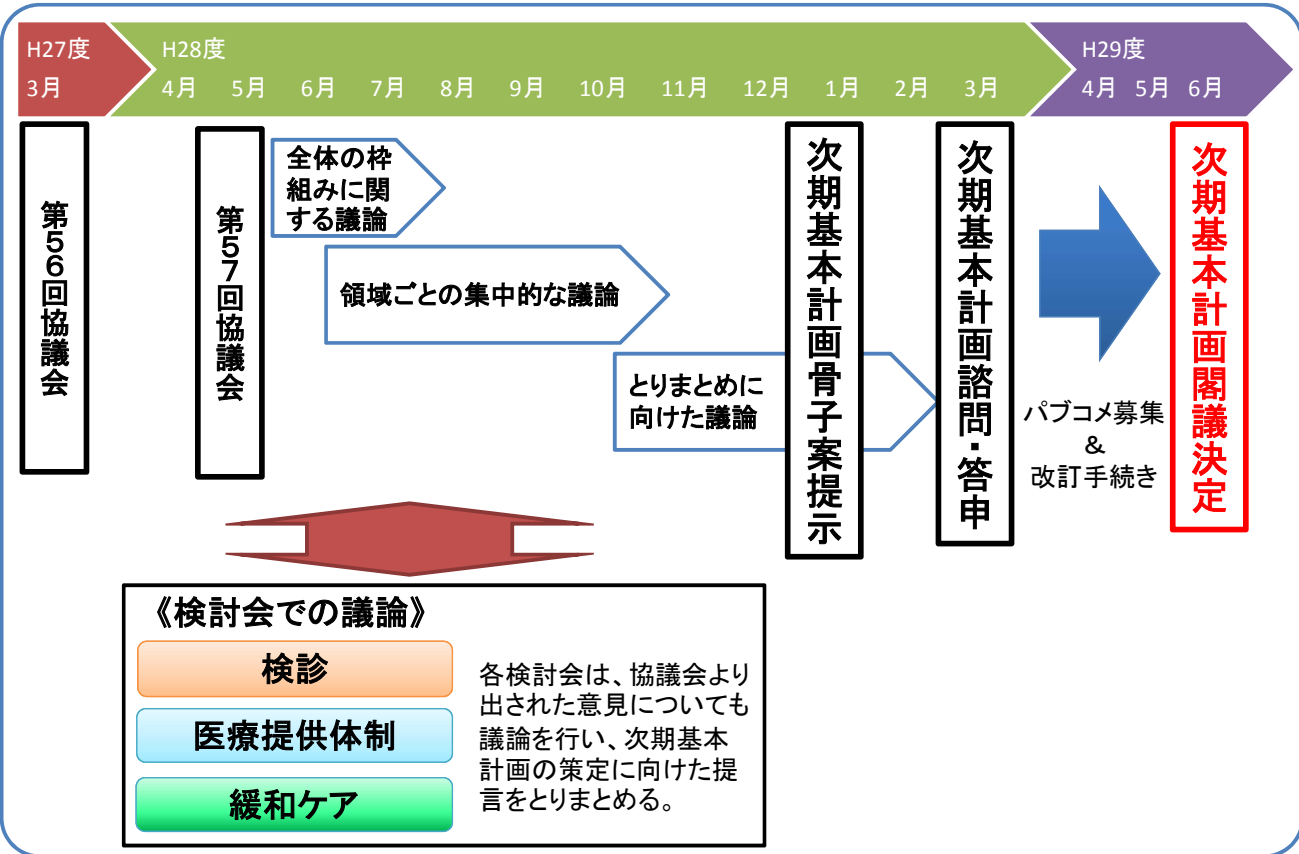
第2回分科会は8月3日を予定



# 基本計画の見直しに向けた議論の進め方(案)

- まず、基本計画の枠組みについて、以下の議論を進めてはどうか。
  - 大項目の構成を見直す必要があるか。
  - 各項目の内容を変更・追加する必要があるか。
- 領域ごとに集中的な議論を順次開始してはどうか。

# 基本計画の見直しに向けた議論の進め方(案)



## がん対策推進基本計画の全体像

第1期基本計画	第2期基本計画
<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施</p> <p>2 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施</p>	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施</p> <p>2 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施</p> <p>3 <u>目標とその達成時期の考え方</u></p>
<p><b>第2 重点的に取り組むべき課題</b></p> <p>1 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門に行う医師等の育成</p> <p>2 治療の初期段階からの緩和ケアの実施</p> <p>3 がん登録の推進</p>	<p><b>第2 重点的に取り組むべき課題</b></p> <p>1 <u>放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門に行う医療従事者の育成</u></p> <p>2 <u>がんと診断された時からの緩和ケアの推進</u></p> <p>3 がん登録の推進</p> <p>4 <u>働く世代や小児へのがん対策の充実 ※</u></p>
<p><b>第3 全体目標並びに分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標</b></p> <p>1 目標及びその達成時期の考え方</p> <p>2 全体目標</p> <p>(1) がんによる死亡者の減少</p> <p>(2) すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上</p> <p>3 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標</p> <p>(1) がん医療</p> <p>① 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成</p> <p>② 緩和ケア</p> <p>③ 在宅医療</p> <p>④ 診療ガイドラインの作成</p>	<p><b>第3 全体目標</b></p> <p>1 がんによる死亡者の減少</p> <p>2 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上</p> <p>3 <u>がんになっても安心して暮らせる社会の構築 ※</u></p> <p><b>第4 分野別施策</b></p> <p>1 がん医療</p> <p>(1) <u>放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進</u></p> <p>(2) <u>がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成</u></p> <p>(3) <u>がんと診断された時からの緩和ケアの推進</u></p> <p>(4) <u>地域の医療・介護サービス提供体制の構築</u></p>

<p>⑤ その他</p> <p>(2) 医療機関の整備等</p> <p>(3) がん医療に関する相談支援及び情報提供</p> <p>(4) がん登録</p> <p>(5) がんの予防</p> <p>(6) がんの早期発見</p> <p>(7) がん研究</p>	<p>(5) <u>医療品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組</u> ※</p> <p>(6) <u>その他(希少がん・病理診断・リハビリテーション)</u></p> <p>2 がんに関する相談支援と情報提供</p> <p>3 がん登録</p> <p>4 がんの予防</p> <p>5 がんの早期発見</p> <p>6 がん研究</p> <p>7 <u>小児がん</u> ※</p> <p>8 <u>がんの教育・普及啓発</u> ※</p> <p>9 <u>がん患者の就労を含めた社会的な問題</u> ※</p>
<p><b>第4 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b></p> <p>1 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化</p> <p>2 都道府県による都道府県計画の策定</p> <p>3 関係者等の意見の把握</p> <p>4 がん患者を含めた国民等の努力</p> <p>5 必要な財源措置の実施及び予算の効率化・重点化</p> <p>6 目標の達成状況の把握及び効果に関する評価</p> <p>7 基本計画の見直し</p>	<p><b>第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b></p> <p>1 関係者等の連携協力の更なる強化</p> <p>2 都道府県による都道府県計画の策定</p> <p>3 関係者等の意見の把握</p> <p>4 がん患者を含めた国民等の努力</p> <p>5 必要な財源措置の実施と予算の効率化・重点化</p> <p>6 目標の達成状況の把握と<u>がん対策を評価する指標の策定</u></p> <p>7 基本計画の見直し</p>

下線部は主な変更点、※は第2期における新規項目を示す。

## 今後のがん対策の方向性について (～これまで取り組まれていない対策に焦点を当てて～) の概要

### ○経緯

平成24年6月に第2期がん対策推進基本計画が閣議決定され、基本計画に基づいて、がん診療連携拠点病院の整備や緩和ケア提供体制の強化、「がん登録等の推進に関する法律」の制定、がん検診受診率の向上、小児がん拠点病院の整備、「がん研究10か年戦略」の策定等の施策を推進してきたが、基本計画の策定から3年が経過した時点で、ライフステージに応じたがん対策、社会経済的な問題等の新たな課題が明らかとなってきた。

平成27年6月、このような経緯を踏まえて、これまで取り組まれていない対策に焦点を当てて、今後のがん対策のあるべき方向性について、がん対策推進協議会の意見をとりまとめた。

### ○概要

「がん対策推進基本計画に明確な記載がなく、今後、推進が必要な事項」として、以下を挙げている。

#### 1. 将来にわたって持続可能ながん対策の実現

- ・ 少子高齢化等の社会・経済の変化に対応する社会保障制度の改革  
地域医療介護総合確保推進法に基づく地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保 等⇒がん患者を含めた国民全体が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる体制の整備
- ・ 各施策の「費用対効果」の検証
- ・ 発症リスクに応じた予防法や早期発見法を開発・確立することによる個人に適した先制医療の推進
- ・ がん医療の均てん化と集約化の適正なバランスに関する検討
- ・ がん登録情報を活用した大規模データベースの構築 等

#### 2. 全てのがん患者が尊厳をもった生き方を選択できる社会の構築

- ・ がん患者が「自分らしさと尊厳」を持って、がんと向き合って生活していくためにはがんに関する正しい情報を獲得することが重要⇒「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんに向き合い、がんと共に生きることができる社会」の実現
- ・ 障害のある者に対する情報提供、意志決定支援、医療提供体制の整備
- ・ 難治性がんに対する有効で安全な新しい治療法の開発や効果の期待できる治療法を組み合わせた集学的治療の開発 等

#### 3. 小児期、AYA世代、壮年期、高齢期等のライフステージに応じたがん対策

- ・ 総合的なAYA世代のがん対策のあり方に関する検討(緩和ケア、就労支援、相談支援、生殖機能温存等)
- ・ 遺伝性腫瘍に対する医療・支援のあり方に関する検討
- ・ 認知症対策と連動した高齢者のがん対策のあり方に関する検討 等